健全母性育成のための保健指導のあり方に関する研究

宮原 忍10、小林賢二20、島崎継雄30、須永 進10、伊藤桂子40 伊藤 求40、田中ひろ子50、高村寿子60、北村邦夫70、本多 洋80

【要約】:エイズ教育を保健従事者が行うための助けとなるような「手引き」を立案、作成した。 その際、エイズに関する直接的な情報よりも、教育を行うときの方法的な視点を重視した。

見出し語:HIV感染、エイズ、母子保健教育

1. 研究目的

健全母性育成のための保健指導については、 その主題、および対象に即した多面的なアプロ **-チが要求される。本研究においては、テーマ** を現在緊急の課題とされるエイズ教育にしばり、 策としては予防しかなく、従って教育啓発がも 保健従事者がこれにどのようにかかわればよい かを検討した。

わが国におけるHIV感染者数は、ますます 増加の一途をたどり、保健関係者のみならず、 国民一般に危機感が広がっている。HIV感染 症、ないしエイズは性感染症であり、生殖年齢 人口およびその予備群に広がりやすく、母子感 染を高率に起こし、致死的であるなどの理由か

ら、母子保健の領域においても重要な疾患の一 つである。

HIV感染症は、現在まで対症療法のみで、 根本的な治療法は確立されていない。有効な対 っとも大切である。

他方、HIVはRNAよりなるレトロウィル スであり、免疫系を傷害することにより病原性 を発揮する。従ってHIV感染症を理解するに は、ウィルス学、遺伝学、免疫学の知識を必要 とするので、専門の知識を持たないものにはか なりの困難を伴う。保健の専門家、特にその重 要性を理解している母子保健従事者が、教育の

1) 日本総合變育研究所、2) 群馬県立高崎工業高等学校、3) 日本性教育協会、4) 愛知県、5) 東京都母子保健サー ビスセンター、6)自治医科大学看護短期大学、7)日本家族計画協会、8)三井記念病院

一端を担うのは、正確な知識を伝達する上に、 極めて意義深いものと考えられる。

2. 方法

地域、学校、医療施設などでエイズ教育の経 験を持つ母子保健従事者、教師など専門家によ って研究班を組織し、その理論的側面について 討議し、さまざまな情報、実践事例を収集し、 それらを土台として、母子保健従事者がエイズ 教育に携わる際に役立つ手引きを作成すること とした。ただし、エイズそのものに関する情報 は、これまでにも多くの良書があるので、最低 限にとどめ、エイズ教育に必要なノウハウを中 心にする。

3. 結果と考察

保健従事者のためのエイズ教育の手引きを作 成するために、分担を定めた。それによって各 自執筆し、原稿を持ち寄って検討した。さらに 最終年度には外部の保健所医師、保健婦に目を の教育法を主にしたエイズ教育の手引きとして

その結果、最終的に目次は次のようになった。 エイズ教育の手引き一保健従事者のために

第1部. エイズ教育と保健従事者

- 1. エイズ教育に関する提言(島崎)
- 2. エイズ教育における保健従事者の 役割(宮原)
- 3. 学校・地域・企業でのエイズ教育 (小林)
- 4. エイズと人権(須永)
- 5. 地域保健活動とエイズ教育(伊 藤、伊藤)
- 中)

- 7. 青少年とエイズ教育ーピア・エ デュケーション、ピア・カウン セリングの試みー(高村)
- 8. 電話相談(北村)

第2部. エイズをどう教えるか

- 9. HIVの疫学について(本多)
- 10. エイズの症状(宮原)
- 11.HIV感染のメカニズム(本多)
- 12. 免疫をどう教えるか(宮原)
- 13.エイズと性行動(北村)
- 14. エイズが心配なときは一検査と 実施機関(田中)
- 15. 実践的エイズ予防教育方法論 (北村)

共同討議を重ね、数回の改訂によって、最初 **通してもらい、意見を求め、手直しを行った。 は、一応目的に添ったものができたと考える。**

> 以下に「第1部.エイズ教育と保健従事者」 の内容を要約して示す。

1. エイズ教育に関する提言(島崎)

文部省の監修による「エイズに関する指導の 手引き」(1992年学校保健会)では、第1 章「エイズに関する指導の意義と重要性」では、 「エイズに関する指導は人間尊重、男女平等に 基づく性に関する指導の一環として推進してい くことにより、一層効果的なものになる」と性 教育の重要性を示唆し、第2章「エイズに関す 6. 保健実地担当者のエイズ教育(田 る指導の目標と内容」では、「人間尊重の精神 に基づき、エイズの疾病概念、感染経路及び予

防法を正しく理解させ、エイズを予防する能力 や態度を育てるとともに、エイズに対するいた ずらな不安や偏見を払拭する」と簡潔で要領を 得たまとめがなされている。

これによって、わが国の学校教育におけるエ イズ教育(指導)の方向性が固まったと言える。 がクローズアップされる。一方、性教育とは学

エイズ教育を性に関する指導の一環として推 進するとするからには、ここで「性に関する" 指導"、あるいは"援助""教育"とは何か」 が問われることとなる。そこで人間の性に関す る開かれた理解と洞察の基礎となるものとして、 涯教育の中で、地域資源の活用が強調される所 以下にあげる四つの主題を提起したい。

- 1. 人間の性に関する誤解、偏見、迷 信、教義(ドグマ)から開放されるこ ے
- 2. 人間の性を否定的に捉えず、肯定 的に捉える
- 3. 人間の性は一元的でなく、多元的 である
- 4. 人間の性を善悪の物差しで測るの ではなく、幸・不幸の物差しで測る

この四つの課題は、性教育に関わろうとする 者にとってのミニマム・エッセンスと言うこと ができる。

性教育は、今日、セクシュアリティの教育と 呼ばれるのが欧米社会ではふつうである。セク シュアリティとは、生物学的または生理学的な 性一"セックス"と対比して考えられ、人間全 体の存在自体、あるいは、性を抱えて生きる人 間としてのあり様、性的な側面からみた人の性 格や個性ということができる。性教育とは、性 を抱えて生きる人間の生き方の問題である、と

言われる理由はここにあるのである。

生き方の教育、あるいは人と人との関わりの 中での教育であるとすれば、これは学校の教師 だけにまかされる問題ではない。家庭や地域が、 どのように学校と連携を保つことができるのか 校だけの問題ではなく、乳・幼児期から思春期、 青年期、成熟期、老年期を通しての教育であり、 そのある―時期が学校と連携しているに過ぎな いという見方も忘れてはならない。すなわち生 以である。

章末に日本性教育協会が1993年に行った 「青少年の性行動(第4回)」調査の概要を付 した。

2. エイズ教育における保健従事者の役割(宮 原)

エイズは性感染症であり、また、輸血や麻薬 注射の回しうちなど、血液の体内注入によって も感染する。すなわち、個人のライフ・スタイ ルに関わる病気である。従って、エイズ教育は 性教育、薬物教育をも含んだ意味での、ライフ スタイルの教育である。

エイズに関する差別と恐怖感は、HIV感染 の機会を経験したものであっても、検査をため らわせる結果を生んでおり、HIV感染者の潜 在化によるHIV蔓延や、感染者の治療の遅れ などのおそれが心配される。差別や恐怖感の除 去には個人の価値観の変革が要請されるが、エ イズ教育では個人の問題だけでなく、HIV感 染者と共生できる人間関係の形成を目指さなけ ればならない。

エイズ教育の形態としては、パンフレット、 ポスターの作成と配布、マスコミ媒体の利用な ども含まれるが、ここでは講義や講演を考える。

学校、職場、地域などがその場として考えられるが、対象の関心度、知識や理解力の程度などあらかじめ知っていることが望ましい。特に年少者など、レベルの設定を誤ると致命的な失敗に終わる可能性もある。学校ではある程度のエイズ教育がなされていることが多いので、あらかじめ教材や内容、レベルなどを確かめておく。

聴衆の心の準備態勢は、講義・講演の行われる場所によって影響を受ける。たとえば講演が保健所などで行われるときは、すでに聴衆に心理的受容性がかなり高くなっていると期待してよい。会場の形態も、たとえば昔つくられた講堂のように、講壇が高い場合には、講師と聴衆の間に心理的距離が大きくなり、小人数に対して小さな部屋で、聴衆と同じ高さの床にたって講師が語る場合は、心理的距離は小さくなる。このようなことを考慮して、講師のバックグラウンド、講演の性格から、最も適当なかたちを取るとよい。

エイズ教育の担当者としては、医師、保健婦、助産婦、看護婦など保健関係者のみならず、学校の教師(学校内、学校外)、行政担当者、政治家、社会運動家、思想家、宗教家などさまざまな人が考えられる。担当者のバックグラウンドにより、得意なテーマ、不得意なテーマがあり、また、通常、時間が限られているので、ある程度テーマをしばる必要も生ずる。聴衆も講師の肩書きから、漠然と関心をあらかじめ絞っ

ているので、講師はこのような聴衆の役割期待 を考えに入れて、話をするのがよい。

保健担当者がエイズ教育を行う場合、エイズの予防、早期発見、早期治療のための行動を身につけさせることを目的とし、その根拠として、エイズの科学的理解、エイズ予防・治療を支援する行政その他の社会的システムなどが中心になろう。この中でも医学者では、理論的な部分が強調され、公衆衛生医師では予防・治療システムの話が詳しくなり、保健婦では、生活面の具体的指導がおのずから多くなる。保健婦は聴衆との心理的距離が小さいので、エイズのリスクにさらされている人々、HIV感染者を身近に持っている人々、HIV感染を宣告された人々と同じ平面にたった話が出来ることが望まれる。

3. 学校・地域・企業でのエイズ教育 (小林)

エイズ教育を考える場合、エイズ予防の基本 となる「エイズ予防法」を正しく理解すること が重要となる。

エイズ予防法はその目的を「後天性免疫不全 症候群(以下エイズという)の予防に関し、必 要な措置を定め、エイズの蔓延の防止を図り、 もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する」と、 第一条で定めている。

特に重要なのは第三条で、「国民の義務」として、

国民は、エイズに関する正しい知識を持ち、 その予防に必要な注意を払うように努める とともに、エイズの患者等の人権が損なわ れることがないようにしなければならない。 としている。

学校におけるエイズ教育については、文部省 は1992年、「エイズに関する指導の手引き」 おける人権の問題が浮き彫りになってきた。す を改訂、また高校生用と中学生用のパンフレッ ト・ビデオを作成、配布した。

エイズ教育は関連する全ての教科で実施し、 幅広いエイズ教育を行うことが望まれているが、 いた外国人女性に対する銭湯への入浴お断りや 実際には小学校・中学校・高校とも、主に保健 の授業の中で実施されている。保健以外の教科 の指導では、高校においては理科や社会・公民 ・家庭科の中でエイズと関連ある学習内容の指 導で実施している。しかし、現実の問題として 全部の学校で実施されているとはいえず、これ からの段階の学校が多い。

学校でのエイズ教育の機会としては、その他 に特別活動、保健室、PTA活動などで行われ ている。

地域活動では、婦人会、サークル活動、老人 クラブなどが、保健所や医師会、薬剤士会など の協力を得て、エイズ教育に取り組むことが期 待されている。広報活動としては、広報やパン フレットなどを通して、エイズの基礎知識とと もに、エイズ学習会、指導資料、ビデオ貸し出 し、エイズ相談などの紹介や案内などを行う。

企業でのエイズ教育では、日本はアメリカな どに比べて遅れていると言われている。東京商 工会議所では1992年に「企業とエイズー企 業のエイズ対策の手引きしを作成した。日本商 工会議所でも、各地でエイズの勉強会を開催し、 月に県衛生部環境衛生部に相談窓口が開設され 日本でもエイズに対する企業の取り組みが見ら れるようになった。

4. エイズと人権(須永)

日本では1986年から翌年にわたって、一

連のエイズ騒動があり、その中で日本の社会に なわち、1986年11月に松本市内に働いて いたフィリピン女性がエイズに感染していたと いうニュースが伝えられ、当時市内に居住して スーパーマーケット、レストランへの入店拒否 など、一時的混乱があった。また、翌87年1 月には、神戸市で日本人初のエイズ患者が確認 され、この女性患者の洗い出しに加え、顔写真 の公開、報道機関による過剰な取材攻勢など、 人権侵害と思われる一連の騒ぎがしばらく続い た。同年2月に高知県でのエイズ感染者の妊娠 ・出産が報道され、この感染者の出産の是非の みならず、彼女の生活歴や交際関係など、個人 のプライバシーが暴かれるなどエイズ感染者の 人権が侵害される事態となった。学校では血液 製剤によるエイズ患者の差別が生じており、ま た、医療関係機関でも、エイズ患者の診療拒否 などが生じている。

これらの事件の背景には、エイズに対する無 知とそれからくる無用な不安や恐れ、マスコミ の報道姿勢の問題性などが共通しており、エイ ズに対する正しい理解と認識、人権意識の高揚 徹底が急務であると考えられる。

5. 地域保健活動とエイズ教育(伊藤、伊藤)

愛知県におけるエイズ対策は、昭和60年7 たことに始まるが、翌年6月、エイズに関する 正しい知識の普及、相談窓口の設置、HIV抗 体検査の実施、感染者の治療および二次感染の 防止等を基本的施策とする「愛知県AIDS対 策要領」が策定され、県下各保健所にも相談窓口が設置された。次いで昭和63年2月には保健所で抗体検査の受付が開始され、平成元年には「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」の施行とともにこの要領は大幅に改正され、医師の報告、健康診断の勧告、感染者に対する指示、県が行う報告等、方に基づき講ずる措置についても必要な事項が定められた。

T保健所の実例をあげると、保健所管内エイズ啓発推進連絡会議の構成団体傘下の健康教育の一環として、また会員の定例集会・研修会にあわせ行うなど、あらゆる機会を捉えてエイズ教育を行っており、平成5年1月から9月までの9カ月間に15回実施し、参加者は1359人にのぼる。対象団体は大学生、婦人会、事業所の従業員、食品関係業者、理美容組合員、看護学生等である。講師は所長、衛生課長、保健予防課長、防疫環境衛生担当が対応している。

また相談と個別教育として、電話相談、来所 による面接相談を実施しており、平成2年より、 相談件数が増加している

広報活動としては、各戸配布の保健所だより や市町の広報、各種団体の機関誌や新聞を活用 しエイズに関する正しい知識の普及と保健所の 相談・検査体制の周知に努めている。

6. 保健実地担当者のエイズ教育 (田中)

保健婦は地域住民の健康問題の相談にのれる もっとも身近な存在である。そのような立場を 生かしたエイズ教育の原則と具体的かつ詳細な 実施例を提示した。

7. 青少年とエイズ教育――ピア・エデュケー ション、ピア・カウンセリングの試み――

(高村)

青少年にとって仲間、すなわち同世代あるいは同じ年齢層の友人は、思春期の心理的、社会的成長のための大変重要なキー・パーソンである。仲間の教育的役割は、親や教師のそれとは異なり、同世代としての共感・支持により勇気や力が与えられ、主体的な態度変容、行動変容が起こることにある。

ピア・エデュケーション(仲間教育)、ピア・カウンセリング(仲間カウンセリング)の発端は、1972年頃行われていた英国のグレープバイン(ぶどうのつた)運動である。その後、アメリカに伝播し、1976年ミルウォーキー家族計画協会で実施され、アメリカ各地やカナダ、さらに世界各地に広がった。

1991年11月、WHOの"思春期の保健と発育への取り組み"に関する会議が開催された。その際、行われた思春期保健に関する調査によると、80カ国401機関において、仲間教育・カウンセリングを行っているのは12%であった。具体的には、高校生や大学生などから有能な若者を選んで訓練し、仲間カウンセラーとして近所や学校、教会、夏の海岸などで仲間や年下の青少年に1対1でカウンセリングを行い、青少年の自覚、意志決定や問題解決の能力を高める活動である。

自治医科大学における実践の実例を報告した。

8. 電話相談(北村)

エイズに関する電話相談の実際を、日本家族 計画協会における経験を通して、運営上の注意 点、回答の仕方など具体的に解説した。

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 → 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります `

【要約】:エイズ教育を保健従事者が行うための助けとなるような「手引き」を立案、作成した。その際、エイズに関する直接的な情報よりも、教育を行うときの方法的な視点を重視した。